

湯沢市ホームページ広告掲載取扱要領 概要

1 広告の種類

掲載する広告は、バナー広告とする

2 広告の規格等

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) データ容量 50KB以内であること
- (3) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEGまたはPNGであること
- (4) 原則としてホームページのトップページとし、位置指定はできない

3 広告掲載期間

- (1) 1箇月単位とし、最長12箇月とする
- (2) 広告掲載の開始日及び終了日は申し込み別に定める

4 広告掲載の申込等

- (1) 申込書に広告データを添え、掲載する1月前までに申し込むこと
- (2) 同一の申込者は、1回の申し込みにつき1枠限り
- (3) 広告データは、申込者の責任及び負担で作成する

5 広告の審査等

- (1) 広告掲載の可否を決定し、決定通知書・非掲載決定通知書を通知する
- (2) 広告掲載を決定した後、広告内容、デザイン、リンク先等が掲載基準に定める基準に抵触し、又はそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求める。この場合、広告主は速やかに改善すること

6 広告掲載の優先順位

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する私企業または事業者等
- (2) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人等
- (3) 前2号に該当しない事業者等
- (4) (1)～(3)の中ではさらに、優先順位を申込みの早いものとする

7 広告掲載料金等

- (1) 広告掲載料は1区画当たり月額5千円（消費税込み）
- (2) 掲載料は承認期間分を一括で納入
- (3) 原則として納付した掲載料は、返還しない。ただし、広告主に責任がな

く広告掲載ができなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる

(4) 返還する掲載料には利子を付さない

8 広告掲載期間の延長

広告主の責任によらないで掲載できなかった場合は、掲載しない日数を延長する。ただし、日数が3日未満の場合は掲載期間を延長しない

9 広告デザイン等の変更

(1) 掲載期間中のデザインの変更は認めない。ただし、特別の理由がある場合を除く

(2) 広告のリンク先の内容を変更する場合は、1週間前まで届け出ること

10 掲載の取消し

次の場合は、掲載の決定を取り消すことができる

ア 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき

イ 5(2)の規定に従わないとき

ウ その他ホームページの運営に支障をきたし、広告掲載することが適当でなくなったとき

11 広告掲載の取下げ

広告主が、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により申し出るものとする

12 広告内容の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負う